

議第 43 号

京都市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について

京都市病院事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 20 年 3 月 3 日提出

京都市長 門川大作

京都市病院事業条例の一部を改正する条例

京都市病院事業条例の一部を次のように改正する。

別表第 3 京都市立病院の項中「精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科」を「呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、^{じん}腎臓内科、神経内科、血液内科、内分泌内科、感染症内科、糖尿病代謝内科、精神科、アレルギー科、リウマチ科」に改め、「、整形外科、脳神経外科」を削り、「小兒外科」を「消化器外科、^{こう}肛門外科、脳神經外科、乳腺外科、小兒外科、整形外科、形成外科」に、「放射線科、歯科、」を「放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、臨床検査科、救急科、歯科口腔外科及び」に改め、「及び感染症科」を削る。

附 則

この条例は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

提案理由

京都市立病院の診療科目を変更する必要があるので提案する。